

・保存休暇の付与条件の見直し

(1)就業規則第77条の5に規定する保存休暇の付与条件に「不妊治療のため病院で検診や治療を受ける場合」を追加する。

(2)就業規則第77条の5に規定する「(10)災害等により勤務指定されたバスが運休となり、会社が当該休暇の申し出を認めた場合 ただし、付与日数は各年度3日以内を限度とする」のただし書きを廃止する。

2026年4月1日から適用する。

・制服着用時の靴を黒、茶のスニーカーの許可

黒スニーカーに限り認めることとする。但し、カジュアル過ぎるデザインやワンポイントやロゴ、ソールが黒以外はNG。(厚底、ハイカット等も含む)

・盛夏衣(半袖カッターシャツ)の4月1日からの着用を許可

「2026年度制服着用期間について(通達)」により選択できる期間を拡大する。

・ノーネクタイの通年化

5月、6月、9月、10月を選択できる期間に変更する。

・洗車・清掃の見直し

現在、委託先(バスネットサービス)と協議中である。

新設要求項目

・持株会の配当金を増額

JR西日本グループ会社従業員持株会の奨励金を現行5%から10%に見直しを行う。

2026年7月1日に改正し、2026年8月の給与引き去り分から適用。

・持株会を一度退会した者の再度加入

旧 JR 西日本従業員持株会を退会した社員については、退会から5年経過すれば、現行 JR 西日本グループ会社従業員持株会の再入会は可能となる。

諸手当・労働協約・生活改善等を前進することが出来ました。

中バス闘争委員会の活動を支えていただいた全ての組合員及びご家族の皆様、心より感謝申し上げます。

以上